

内閣参質二一三第九七号

令和六年四月十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員山本太郎君提出道府県原子力防災担当者連絡会議の議事録に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出道府県原子力防災担当者連絡会議の議事録に関する質問に対する答弁書

一及び二について

道府県原子力防災担当者連絡会議（以下「担当者会議」という。）は、実務担当者との間で予算の執行、研修の実施等に係る連絡事項についての周知等を図る場であり、事務上の便宜のために議事録又は議事概要を作成したことはあるものの、担当者会議の性質に鑑み、これらを作成する必要はないことから、平成三十年度第二回担当者会議以降作成していない。

三について

お尋ねについては、現在確認できる範囲では、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づく開示請求を受けて、当該請求までに開催された平成二十六年度から平成二十九年年度までの担当者会議について、作成していた議事録及び議事概要を開示したことがある。

四について

お尋ねについては、担当者会議は、一及び二についてでお答えしたとおり、実務担当者との間で予算の執行、研修の実施等に係る連絡事項についての周知等を図る場であり、公文書等の管理に関する法律（平

成二十一年法律第六十六号）第四条において文書を作成しなければならないとされている事項に当たらないため、議事録又は議事概要は作成しておらず、今後も作成する必要はないと考えている。